

提供日 2020/04/03
タイトル 富士宮市における新型コロナウイルス感染症患者の続報について（第3報）
担当 健康福祉部 医療局疾病対策課
連絡先 感染症対策班
TEL 054-221-2986



—危機管理情報—
新型コロナウイルス感染症患者について

1 県内9例目、富士宮市在住の患者について（続報）

富士宮市の1例目の高齢者でない成人が利用した金融機関は、3月31日に消毒済みであり、安全であると考えております。

また、この高齢者でない成人に関する最初の報道提供資料の中で、「3月30日に受診した診療所で肺炎が認められたため」と記載していますが、この診療所という表記は、一般的な名称として使ったもので、特定の診療所を指すものではありません。

医療法 第一条の五

「病院」

医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

「診療所」

医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。